

別記第一号（第十四条第一項及び第三十四条第一項第二号関係）

施業方法書

第1条 立木の表示

第2条 第1条の立木について、施業方法を次のとおり定める。

一、

一、

一、

一、

上記のとおり施業方法書2通を作成し、各人1通ずつ所持するものとする。

平成何年何月何日

何市何町何番地  
抵当権者 株式会社何  
右代表取締役 何 某

何市何町何番地  
抵当権設定者 何 某